

京都市京町家保全・継承推進計画のポイント

～ 1 これまでの経過 ～

平成12年 5月 「京町家再生プラン」策定
(京町家の滅失傾向継続、社会情勢の変化等)

平成29年11月 「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」制定

- 所有者だけでなく、使用者や事業者、市民等多様な主体が連携して京町家の保全・継承に取り組む。
- 京町家の取壊し危機を事前に把握し、保全継承につなげる仕組み（解体に係る事前届出制度）

平成30年 2月 「京都市京町家保全・継承審議会」設置

(計6回開催：「京町家保全・継承推進計画」について審議)

10月 答申

11月 市民意見募集

今回策定！新たなステージへ！

平成31年 2月 「京都市京町家保全・継承推進計画」の策定

～ 2 京町家の保全・継承の意義 ～

京町家が持つ価値

景観

生活文化

- 木造建築
- 意匠・形態
(格子や虫籠窓など)
- うなぎの寝床 など

- 異なる価値観の共存
- 自然やものを大切にする精神
- 防災・減災に関する知恵

京町家が連携し、自然と調和し、洗練され、落ち着いた統一的な町並み

京都の魅力や都市格を更に高め
ることができ、活気ある京都の
未来をつくる原動力に！

現代が求める「レジリエンス」(予測困難な
環境の変化にも柔軟に対応し、解決に結び
つけることができる工夫や知恵)が蓄積！

京町家の現代的な価値

京町家は、京都のまちで今後起こると考えられる様々な
環境変化に対応し、京都が京都らしくあり続けるための拠り所

* 京町家の保全・継承は、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念や方向性に沿う取組です。

* SDGs：国連で、気候変動や紛争などの国内外の課題解決に向けて掲げられた国際目標。

京町家の保全・継承は、特に「目標11 住み続けられるまちづくりを」に関連します。

～ 3 基本的な方針 ～

1 基本的な考え方

「不動産流通市場の積極的な活用」と「地域の役割の重視」

2 計画の期間等

・期間：2018～2027年度（10年間）

・対象地区：市内全域

・対象とする京町家：条例に規定する京町家

3 計画の目標等

- 目標：市内に存在する全ての京町家（約4万軒）を対象に可能な限り保全・継承に結びつける。
- 評価指標等

京町家条例における「京町家」の定義

昭和25年以前に建築
木造建築物

伝統的な構造…「伝統軸組構法」や「伝統構法」と呼ばれる構造

3階建て以下
一戸建て又は長屋建て

平入りの屋根

通り庭…道に面した出入口から続く細長い形状の土間

火袋…通り庭上部の吹き抜け部分

坪庭又は奥庭

通り庇…道に沿って設けられた軒

格子（伝統的なものに限る）…虫籠窓や京格子など

隣地に接する外壁又は高塀

必須条件

+

いずれか
1つ以上を
有する

	不動産流通市場の積極的な活用	地域の役割の重視
評価指標 (計画最終年度)	京町家マッチング制度で活用提案や相談に応じる事業者、 相談員の数 200名	自治組織等がまちづくり活動として新たに行なった京町 家の保全・継承に関する活動数 40件
モニタリング	京町家の保全・継承や解体に関する相談件数や対応結果、 京町家マッチング制度を通じて保全・継承につながった件 数などを把握し、取組について必要な改善を行う。	条例に基づく指定を推進するとともに、指定による保 全・継承への効果を検証する。

～ 4 主な具体的取組 ～

1 京町家の改修等に対する助成制度の創設・拡充

改修等に対する新たな助成制度の創設（平成30年10月）など

- 指定京町家改修補助金（条例に基づく指定地区内の京町家や個別指定の京町家の維持・保全を図るための改修工事に要する費用に対する補助）
【助成金額】補助率 1/2 助成限度額 地区指定：1,000千円、個別指定：2,500千円（うち、内部改修の上限額：600千円）
- 個別指定京町家維持修繕補助金（個別指定の京町家の維持・保全を図るための日常的に必要となる維持修繕に対する補助）
【助成金額】補助率 1/2 助成限度額 300千円

2 京町家マッチング制度の整備・運用



3 京町家の保全・継承に向けたまちづくり活動の支援

京町家がある「まち」を、自治組織や市民活動団体等とともに盛り上げます。

4 京町家と認められる新築等の住宅のあり方及び誘導策の検討

京町家は、元々、広く普及した職住共存型を基本とした「住宅」。

京町家の知恵を継承した、今の世の中に合う新しく建てられる住宅の基準などを決め、これも「京町家」として認められ、増えていくように推奨します。